

# 11月13日(日)は 『都留市長選挙』の投票日です

12月7日任期満了に伴い都留市長選挙が執行されます。今回の選挙は、私たちの代表として市政を運営する人を選ぶ重要な選挙です。棄権をすることなく、みんなで投票しましょう。

## ○立候補届出日(告示日)

11月6日(日)午前8時30分から  
午後5時まで  
市役所2階 第一会議室

## ○投票日

11月13日(日)午前7時から  
午後8時まで

## ○開票日

11月13日(日)午後9時から  
谷村第一小学校 体育館

## ○立候補予定者届出説明会

市長選挙に立候補を予定している方を対象に、次のとおり説明会を開催しますので、立候補を予定している方(代理の方でも可)は、ご出席ください。

日時 10月11日(火)午後3時から

場所 市役所3階 第1委員会室

内容 立候補届け出の手続き、選挙運動、公費負担の手続きなど

その他 出席される方は印鑑を持参してください。

## ○その他

○法令の定めにより任期満了前の一定期間は、次のことについて規制があります。

◇政治活動用ポスターの掲示制限

任期満了の6カ月前から投票日まで

◇寄付禁止強化

任期満了の90日前から投票日まで

◇直接請求の署名収集禁止

任期満了の60日前から投票日まで

問合せ先 都留市選挙管理委員会

都留市上谷1-1-1

☎(43)1111 内線260・261

Eメール senkan@city.tsuru.lg.jp



## 投票のご案内

### ○投票できる方

昭和60年11月14日以前に生まれた日本国民で、今年の8月5日以前から本市の住民基本台帳に登録されている方。

### ○投票できない方

- 公民権停止者
- 今年の8月6日以降に転入の届出をされた方
- 投票日(期日前投票日)までに市外へ転出された方

### ○期日前投票

投票日当日に、仕事やその他の理由で投票所に行つて投票できない方は、期日前投票をすることができます。

期間 11月7日から12日まで

毎日午前8時30分から午後8時まで

場所 市役所1階 ロビー

### ○不在者投票

不在者投票をすることができる指定を受けた病院などの施設や、旅行(滞在)先の市区町村選挙管理委員会でも、不在者投票が行えます。

また、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方、及び介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方は、必要な手続きをすれば郵便などによる不在者投票をすることができます。

くわしくは、選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

20代の投票立会人を募集しています。お気軽にご応募ください。

応募方法は、はがき、電話またはEメールで住所、氏名、電話番号をお知らせください。

## 鹿留(沖・宮下・古渡)の皆様へ 投票所の変更についてお知らせ

今回の市長選挙から第15投票所が「鹿留公民館」から「古渡団地集会所(都留市鹿留2122番地)」に変更となります。

詳細は選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ●第15投票所

